

納 税 管 理 人 承 認 申 請 書																											
年 月 日																											
鹿児島市長 殿		納税義務者																									
		住所																									
		氏名又は名称																									
		電話																									
		<table><tr><td colspan="12">個人番号又は法人番号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		個人番号又は法人番号																							
個人番号又は法人番号																											
下記のとおり納税管理人を 選 定（変更） したので申請します。 定めないことと																											
税 目	税	課 所 税 在 客 地 体 の																									
通 知 書 番 号																											
(新)納税管理人		(旧)納税管理人																									
住 所		住 所																									
氏名又は名称		氏名又は名称																									
電 話		電 話																									
納税管理人を 定めない事由																											
納税管理人承認(不承認)通知書																											
上記申請については、承認 し た しない ので通知します。																											
年 月 日																											
鹿児島市長																											
承認しない理由																											
注 不承認の場合の審査請求等																											
〔審査請求〕 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。																											
〔取消しの訴え〕 行政事件訴訟法に基づくこの通知書による処分の取消しを求める訴えは、地方税法の規定により、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その裁決を経ないでも提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、前記の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。																											

鹿児島市 処理欄